

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律

(平成一八年四月二八日法律第三四号)

一、提案理由(平成一八年三月二四日・衆議院経済産業委員会)

二階国務大臣 おはようございます。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

京都議定書に定められた温室効果ガスの排出削減約束の達成に向けて、政府は、平成十七年四月に京都議定書目標達成計画を閣議決定いたしました。本計画に基づき、現在、我が国においては、環境と経済の両立という基本的考え方のもと、これまでの省エネルギーの経験や世界最高水準の技術等を最大限生かしつつ、各界各層が総力を挙げて温室効果ガスの排出削減に取り組んでいるところであります。その一環として、国内での取り組みに最大限努力してもなお排出削減約束の達成に不足する排出削減量について、他国における温室効果ガスの排出削減量を取得して対応する必要があるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正であります。この一部改正におきましては、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として温室効果ガスの排出削減量の取得を規定するとともに、本業務について国が債務を負担する場合には、通常五カ年度以内である債務の負担期間の年限を八カ年度以内とする特例を設けることとしております。

第二に、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正であります。この一部改正におきましては、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う温室効果ガスの排出削減量の取得に係る業務に必要な費用の一部を歳出するための根拠を規定することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一八年四月六日)

石田祝稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、京都議定書に定められた温室効果ガスの排出削減約束の達成に向けて、国内における対策に最大限努力してもなお排出削減約束の達成に不足する排出削減量について、他国における温室効果ガスの排出削減量等を取得するいわゆる京都メカニズムを活用して対応するため、政府による排出削減量等の取得に係る制度を構築するものであり

ます。

本委員会においては、去る三月二十四日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、三月二十九日質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。質疑終局後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年四月五日）

政府は、京都メカニズムの適正な活用を通じ、温室効果ガス排出量を着実に削減するとともに、我が国の国際的な貢献を一層確実なものとするため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を通じた事業者等からの温室効果ガスの排出削減量等の取得制度を活用するに当たって、当該事業者等の選定における公平性、透明性を確保し、関係者等への説明に万全を期すとともに、無駄な支出を防止するため、排出削減量等の価格及びリスクを適正に評価する体制を早急に構築すること。
- 二 本制度は、京都議定書の目標達成に向けた取組みの中で、国内対策に対して補足的に活用されるものであるとの原則を踏まえ、化石燃料への依存度低減や省エネルギー対策をはじめとする国内対策を引き続き着実に推進し、その進捗状況の評価を適切に行いつつ、制度の慎重かつ確実な運用に努めること。併せて、他国において排出削減に係る事業を実施する事業者に対する支援を適切に行い、我が国の優れた技術の国際的な普及を図ること。
- 三 地球規模での温室効果ガス排出量の削減のため、米国、中国等、二酸化炭素を大量に排出している国々に対する働きかけを一層強化するとともに、京都議定書の第一約束期間以降の枠組みを巡る議論においても、発展途上国を含め全ての主要排出国が参加し得る枠組みの構築を図り、かつ他の国々と我が国との負担ができる限り公平なものとなるよう、更なる多面的な外交の展開に努めること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一八年四月二一日）

加納時男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正は、同機構の業務として温室効果ガスの排出削減量の取得を規定するとともに、本業務について国が債務を負担する場合には、通常五か年度以内である債務の負担期間の年限を八か年度以内とする特例を設けるものであります。

第二に、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う温室効果ガスの排出削減量の取得業務

に関する費用の一部を同会計から支出しようとするものであります。

委員会におきましては、京都議定書に基づく地球温暖化防止の効果、二酸化炭素排出削減に果たす原子力発電の大きな役割、京都メカニズムのクレジット調達をNEEDOに行わせる理由、アメリカ及び中国、インド等発展途上国を含めた京都議定書以降の枠組みづくりに向けた政府の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと思います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定されました。

なお、本法律案について附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年四月二〇日）

京都議定書に定められた温室効果ガス排出削減義務を確実に履行するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 地球規模での効果的な温暖化対策を実現する観点から、京都議定書第一回締約国会合の合意等を踏まえ、米国や中国、インドを始めとした途上国の参加する共通の枠組みを構築し、温室効果ガスの排出抑制に取り組むよう、我が国は国際的なリーダーシップを発揮すること。
- 二 京都メカニズムの活用にあたっては、クレジット価格及び取得に付随するリスクを適切に評価し対応すること。
- 三 温室効果ガス排出削減のための国内対策を着実に進めることが原則であることを踏まえた上で、京都メカニズムを活用し、途上国を始め広く各国に我が国の優れた省エネルギー・新エネルギー技術の普及を図り、我が国産業の振興と世界規模での環境・資源対策に資するよう努めること。
- 四 京都議定書における我が国の温室効果ガス削減目標達成に向け、また、原油価格高止まり等の現状を踏まえ、産業・民生・運輸部門における省エネルギー・新エネルギーの普及・開発を促進すること。

これらの施策を講じるにあたっては、必要な予算を十分に確保すること。

右決議する。